

(参考様式)

陸前高田市企業等による森づくり制度における活動に関する協定書

株式会社〇〇〇〇／企業名（以下「甲」という。）と陸前高田市（以下「乙」という。）及び公益財団法人 Save Earth Foundation（以下「丙」といい、甲乙丙を総称して「当事者」という。）は、当事者が協力して行う森林保全活動（以下「活動」という。）の実施に関して、乙が定める陸前高田市企業等による森づくり制度実施要領（以下「要領」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（基本原則）

第1条 当事者は、本協定に規定する森林の利用及び管理に当たり、本協定が相互の信頼に基づくものであるとの認識を共有するとともに、本協定を遵守し、誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第2条 本協定は、当事者の役割分担等の必要な事項を定め、本協定に基づく活動が円滑に実施されることを目的とする。

（協定の対象森林）

第3条 本協定により、当事者が協力して活動を行う森林（以下「対象森林」という。）は、次表に掲げるとおりとする。

所在地	林小班	面積
	〇-〇-〇の一部	約 ha

（協定の期間及び更新）

第4条 本協定は、締結の日から令和〇年〇月〇日（※締結の日から3年間）まで効力を有するものとする。ただし、甲が企業の森制度の継続を希望する場合は、協定の締結期間が満了する1ヵ月前までに、陸前高田市企業等による森づくり制度協議書（更新）（要領様式第1－2号）及び実施計画書（要領様式第2号）を提出し、当事者間で協議の上、継続することができる。

（甲の責務）

第5条 甲は、本協定の締結により次の責務を負う。

- (1) 甲は、企業の森制度への参加を通じて、森林が有する機能や森林整備の重要性を学びながら、本市の森林整備の促進、林業の振興に貢献するものとし、もって本市が進める脱炭素社会の実現に寄与するものとする。

- (2) 甲は、継続的に本市へ来訪することにより、本市との交流や関係性の構築を図り、地域活性化に貢献するものとする。
- (3) 甲は、前2号の趣旨を踏まえ、協定の締結期間において原則毎年1回以上、対象森林で活動を実施するものとする
- (4) 甲は、乙に提出した実施計画書（要領様式第2号）に基づき活動を実施するものとする。
なお、実施計画書を変更する場合は、乙及び丙と協議するものとする。
- (5) 甲は、従業員や関係者等で構成される参加者（以下「甲の参加者」という。）の活動場所までの交通手段及び宿泊先の確保、活動に適した服装等の用意、必要となる道具について、甲が準備するものとする。
- (6) 甲は、活動時の事故について、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲の責任において処理する。
- (7) 甲は、甲の参加者が活動時に負傷等をした場合の対応等について、あらかじめ甲の参加者に対して明示するとともに、甲の参加者を被保険者とする傷害保険等に参加するものとする。

（乙の責務）

第6条 乙は、本協定の締結により次の責務を負う。

- (1) 乙は、甲が協定期間中に本協定に定める活動を行うことに対し、第3条に定める対象森林を提供する。
- (2) 乙は、甲による活動が円滑に実施できるよう、対象森林の維持管理に努める。
- (3) 乙は、協定期間中に対象森林を第三者に譲渡又は貸与する場合は、あらかじめ甲及び丙と協議するものとする。

（丙の責務）

第7条 丙は、本協定の締結により次の責務を負う。

- (1) 丙は、甲、乙の間で連絡調整を行い、甲が行う活動が円滑に実施できるよう実施計画書（要領様式第2号）の作成を支援する。
- (2) 丙は、甲の求めに応じて、活動場所までの交通手段及び宿泊先の確保、活動に適した服装等の用意、必要となる道具の貸与、甲の参加者の傷害保険等の加入手続き等について、支援する。
- (3) 丙は、甲の活動にあたり必要となる作業指導者を確保、配置するものとする。

（費用負担）

第8条 森林保全活動の実施に要する費用については、原則、全て甲の負担とする。

(協賛金)

第9条 甲は、要領第9に基づく協賛金として、年額50万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を、毎年乙に支払うものとする。

2 甲は、前項の協賛金を、乙が毎年発行する納入通知書に基づき、乙に対して支払うものとする。

3 乙は、第1項の規定により支払いのあった協賛金を、本市の森林整備の促進及び林業振興に資する施策の財源として活用する。

(広報活動における森林の名称)

第10条 甲は、対象森林を「〇〇〇〇（企業名等）の森」と命名し、対外的に公表することができるものとする。また、第11条第3号の規定の範囲内で看板又は標柱等を設置することができるものとする。

(対象森林の利用条件)

第11条 甲は、対象森林の利用にあたり、次に掲げる事項に従わなければならない。従わない場合にあつては、乙はただちに本協定を解除できるものとする。

(1) 林道、森林作業道の開設、森林病虫害被害対策、自然災害による復旧等、乙が対象森林の維持管理のために必要な措置が生じたときには、これに従わなければならない。

(2) 乙が行う施業のための立ち入り又は実地調査を拒んではならない。

(3) 対象森林において、建物又は工作物を設置し、若しくは移築してはならない。ただし、乙が森林整備上支障がないと認める場合は、これらを設置できるものとする。なお、この場合にあつては、これらの設置計画等について、あらかじめ乙との調整のうえ、書面により承認を得なければならない。

(立木等の所有者の権利)

第12条 対象森林の土地及び立木並びに森林保全活動により生じた間伐材及び二酸化炭素の排出削減・吸収効果等に係る権利は、乙に帰属するものとする。ただし、甲が森林保全活動により生じた間伐材について活用を希望する場合は、乙に対して買受け又は譲渡を申し込むことができる。

(損害賠償)

第13条 甲は、その責に帰すべき事由により、立木、その他の市有財産及び第三者に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償しなければならない。

(解除)

第14条 乙は、次に掲げる場合には、催告によらず直ちに本協定を解除することができる。

- (1) 公益上の見地から、乙において企業の森を中止する必要が生じたとき。
 - (2) 甲が、本協定の規定に違反したとき。
 - (3) 甲が（企業等の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。以下次号において同じ。）が暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (4) 対象森林において森林法等の関係法令に違反する行為や、森林の機能に重大な悪影響を及ぼす活動を行う等、甲が企業の森制度の実施主体としてふさわしくない行為を行ったとき。
- 2 乙は、前項の規定による本協定の解除を行った場合において、甲に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。
 - 3 甲は、第1項第2号から第4号までの規定による本協定の解除が行われた場合において、乙に損害が生じたときは、その賠償の責めを負う。
 - 4 甲の都合により、企業の森制度を中止する必要が生じた場合、速やかに乙及び丙と協議を実施し、本協定を解除することができる。
 - 5 本協定の有効期間中に本協定が解除された場合、甲から乙に対して既に支払われた費用の返金は原則として行わない。

（不可抗力）

第15条 自然災害等の不可抗力の発生に起因して対象森林の全部又は一部の機能が消失したときは、本協定の解除又は対象森林の変更等について、当事者間で協議するものとする。

2 前項の規定により本協定を解除する場合は、前条第2項及び第5項の規定を準用する。

（補則）

第16条 本協定について疑義が生じたとき、又は本協定により難い事情が生じたときは、当事者間で協議により取り決めに定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定を3通作成し、当事者が記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 ○○県○○市○○町○○番地

株式会社 ○○○○

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

乙 陸前高田市

代表者 陸前高田市長 佐々木 拓

丙 東京都大田区羽田 1 丁目 1 番地 3

公益財団法人 Save Earth Foundation

代表理事 渡 邊 美 樹